

第 2 章 計画の内容

第2章 計画の内容

基本目標Ⅰ 固定的性別役割分担意識[※]の解消、意識の改革

重点項目1 固定的性別役割分担意識[※]の解消

男女共同参画社会の実現のためには、すべての人が性別に関係なく一人ひとりの人間としての尊厳が守られ、基本的人権が尊重されなければなりません。しかし、今日においてもなお、社会通念や経済活動、地域社会、家庭等様々な場面で、男女の地位の平等感が十分に醸成されているとは言えません。

本市が平成23年に行った「男女共同参画に関する意識調査」（以下「平成23年意識調査[※]」と言います。）における「男女の地位の平等」についての問いに、「平等」と答えた人の割合は、「学校教育の場で」（64.3％）の分野が最も高く、以下「地域活動の場で」（39.6％）、「法律や制度の面で」（37.0％）となっています。

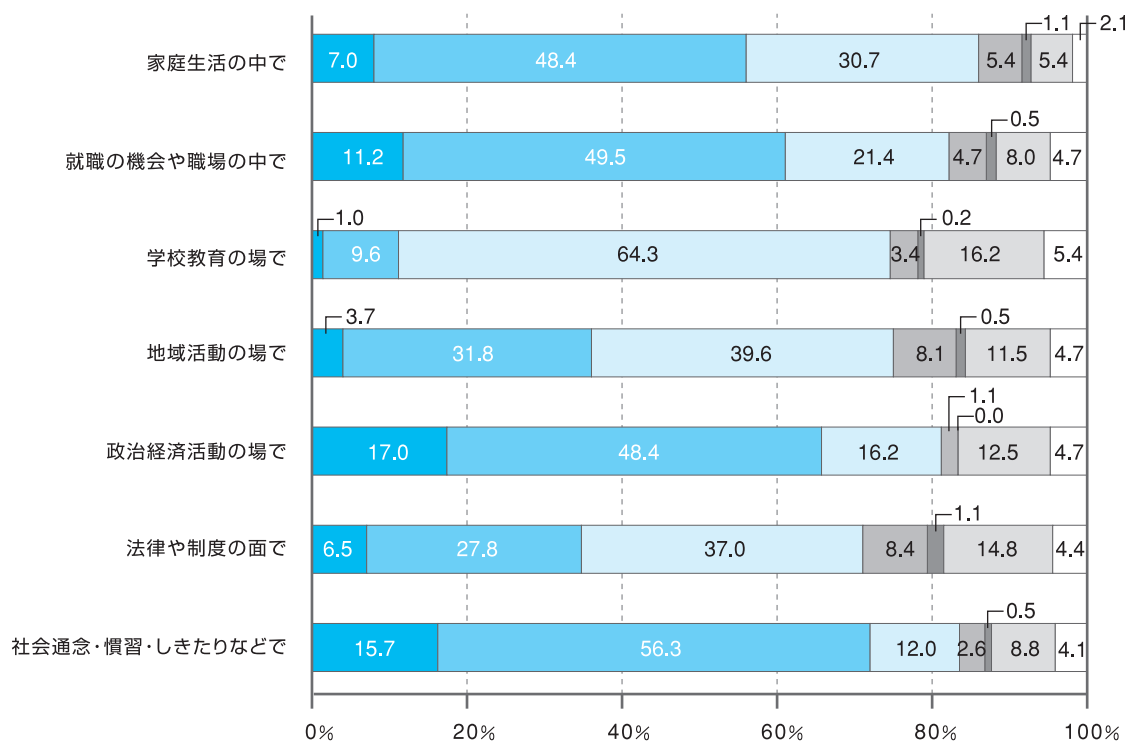
その一方で、「男性が優遇されている」と答えた人の割合が高い分野がありました。特に「社会通念・慣習・しきたりなどで」（72.0％）、「政治経済活動の場で」（65.4％）、「就職の機会や職場の中で」（60.7％）の分野では60％以上ありました。

男女共同参画社会を実現する障害の一つとして、社会制度や慣行の背景にある「固定的性別役割分担意識[※]」が挙げられます。社会制度や慣行は、それぞれの目的や経緯を持って形成されてきたものではありますが、社会活動や個人の生き方が多様化する中で、男女が互いに人権を尊重し、対等な立場で社会のあらゆる分野に参画できるよう、男女の人権意識をより一層高めるための効果的な啓発等に取り組んでいく必要があります。



Q

あなたは、次のような各分野で男女の地位は平等になっていると思いますか。
あなたの気持ちに最も近いものを選んでください。(○はそれぞれひとつだけ)



(平成23年柳井市男女共同参画に関する意識調査※より)

- 男性が非常に優遇されている
- どちらかといえば男性が優遇されている
- 平等
- どちらかといえば女性が優遇されている
- 女性が非常に優遇されている
- わからない
- 無回答

【施策の方向】

1. 男女共同参画を推進するための啓発活動

- (1) 多様化した学習需要に対応し、男女共同参画の意識を高め、固定的性別役割分担[※]にとらわれない意識が醸成されるよう、男女共同参画の理念や「社会的性別（ジェンダー）」の視点の定義について、分かりやすい広報、啓発活動を行います。
- (2) 「男女共同参画週間」「行政相談週間」「人権週間」等様々な機会を通じ、男女共同参画に関する認識を深めるための啓発活動を行います。
- (3) 市内各種団体主催の男女共同参画の推進に資する講演会、講座等の開催を支援します。

具体的取組	所管課
市広報紙、市ホームページ、CATV等による啓発	政策企画課 人権啓発室
生涯学習、社会教育活動の支援	生涯学習・スポーツ推進課
女性団体等の活動支援	政策企画課

2. 職場、家庭、地域等における慣行の見直し

- (1) 男女共同参画を阻害する要因となる慣行や固定的性別役割分担意識[※]等についての調査を実施するとともに、国、県、関係機関等が行っている男女共同参画の推進に関する情報を収集し、提供します。
- (2) 性別、年齢に応じた広報、啓発活動を行い、「男は仕事、女は家庭」の言葉に代表される固定的性別役割分担意識[※]の解消を図ります。
- (3) 学校教育や社会教育において、人権教育、男女平等教育の充実と推進を図ります。

具体的取組	所管課
男女共同参画に関する市民意識調査の実施	政策企画課
男女共同参画に関する情報の収集、整備、提供	政策企画課
「男女共同参画社会」という用語の周知	政策企画課
人権教育、男女平等教育の推進	学校教育課 生涯学習・スポーツ推進課 人権教育室
企業を対象とした人権研修の開催	人権教育室

3. 各種媒体を利用した市の取組についての広報活動

- (1) 本市における男女共同参画に関する施策の取組状況等について、報道機関への情報提供等により、広く内外へ情報発信を行います。

具体的取組	所管課
市広報紙、市ホームページ、CATV等による広報活動	政策企画課

重点項目2 男女共同参画を推進し多様な選択を可能にする教育、学習の充実

男女共同参画社会を実現するためには、男女が自らの意思によって社会のあらゆる分野で共に自立してその個性と能力を発揮できるような環境づくりが求められます。

そのためには、学校、家庭、地域、職場等社会のあらゆる分野において、人権尊重を基盤とした男女平等を推進する教育、学習の充実を図っていく必要があります。

本市の「平成23年意識調査^{*}」では、現在就業していない女性に対する「今後の就業意向」の問いに、「就業したい」と答えた人の割合は35.1%でした。年齢別にみると、20歳代前半が最も高く（100%）、年齢とともに徐々に低くなっています。その一方で、「就業したくない」と答えた人の割合も就業したいと答えた人の割合と同率の35.1%でした。

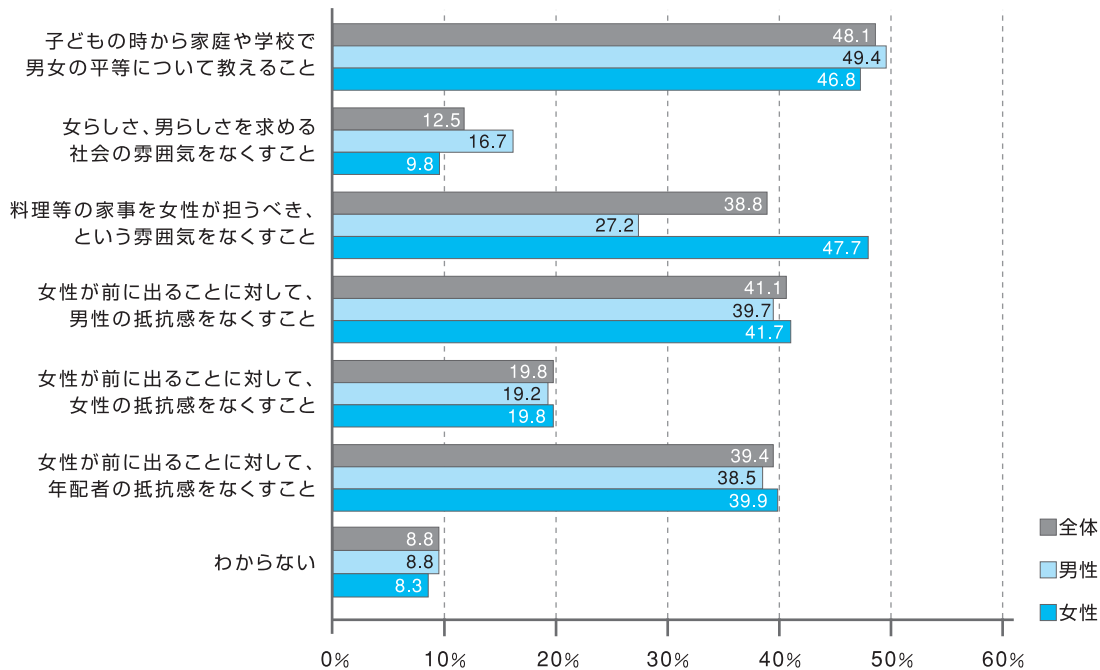
少子化・高齢化による労働力人口の減少が進む中で、女性の活躍による社会経済の活性化は必要不可欠であり、男女が共に個性と能力を発揮することは、多様性に富んだ活力ある社会の形成につながります。また、男女共同参画は国際社会における様々な取組と密接な関係を有しており、女性の参画の推進は、国際経済の活性化にもつながります。

男女が固定的性別役割分担意識^{*}にとらわれることなく、主体的で多様な選択を行える能力を身につけられるようにするためには、人生を通じたそれぞれの段階における学習機会の充実を図るとともに、社会のあらゆる分野において女性の能力や活力を引き出すため、女性のエンパワーメント^{*}を促進していく必要があります。

特に、次代を担う子どもたちが個性と能力を発揮できるように、子どもの頃からの男女共同参画の理解を促進し、将来を見通した自己形成ができるような取組が重要です。また、三世代交流等の機会を通して、世代を超えた共通理解を促す取組も必要です。

Q

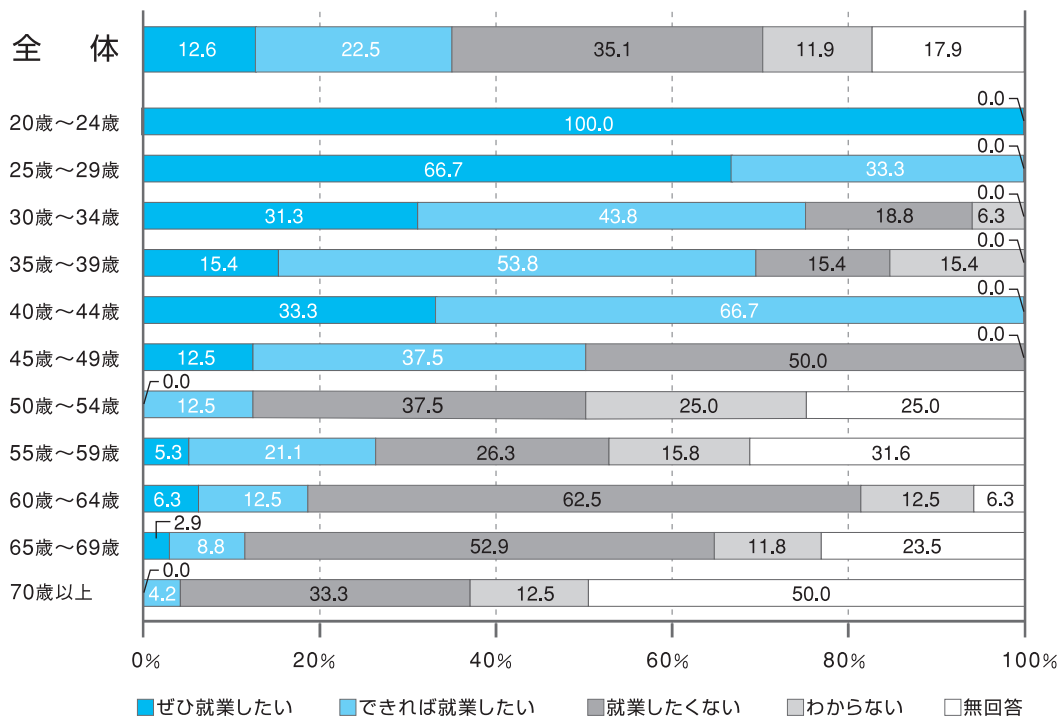
社会通念・慣習・しきたりの面で、男女がもっと平等になるためには、
何が重要だと思いますか。(〇は3つまで)



(平成23年柳井市男女共同参画に関する意識調査※より)

Q

今後就業したいと思いますか。(〇はひとつだけ)
(現在就業していない女性への問い)



(平成23年柳井市男女共同参画に関する意識調査※より)

【施策の方向】

1. 男女共同参画を推進する学習機会の充実

- (1) 幼児が、遊びや集団活動等を通じて、幼児期にふさわしい日常生活におけるルールや道徳心、男女平等に関する意識を育めるよう、幼稚園、保育所等との連携を推進します。
- (2) 学校教育における男女共同参画の学習の一貫性を確保し、男女共同参画社会の形成は男女の生物学的な違いを否定するものではないことを正しく理解させるとともに、性別にとらわれない進路指導や相談体制の充実を図ります。
- (3) 幅広い年代の市民が、生涯を通じて男女相互の人権を尊重し、男女平等の意識の醸成を図るとともに、男女共同参画について学ぶ機会を充実させるため、関連講座等の学習情報の提供や人権教育、男女共同参画に関する講演会等の開催に努めます。
- (4) 保育士や教職員等各分野において指導にあたる者に対し、研修の実施や学習機会の提供を行います。

具体的取組	所管課
幼保小連携協議会の開催	学校教育課
年間指導計画における人権教育や男女平等教育の推進	学校教育課
総合学習や職場体験学習の実施	学校教育課
三世代交流による世代間の理解の推進	生涯学習・スポーツ推進課
学校教育や企業の人権教育研修会への講師派遣	人権教育室
老人大学等での講座内容への男女共同参画に関する学習の充実	生涯学習・スポーツ推進課
男女共同参画に関する研修等の情報提供	政策企画課

2. 男女共同参画を推進する家庭教育の充実

- (1) 子育て中の親やこれから親となる者が、子育てや家庭教育について学ぶ中で、男性の育児参加を推進し、男女平等についての正しい知識を得られるよう学習機会の充実を図ります。
- (2) 家族のふれあいや親子の共同体験を促進し、男女平等の教育を図ります。
- (3) 子育てに関する相談体制の充実を図ります。

具体的取組	所管課
男性の育児参加啓発に関するポスター掲示やパンフレットの配布	社会福祉課
毎月第3日曜日を標準とした「家庭の日 [※] 」についての啓発	社会福祉課 生涯学習・スポーツ推進課
ママ・パパ教室 [※] の開催	保健センター

3. 女性の能力、意識向上のための学習機会の充実

- (1) 女性が社会のあらゆる分野へ参画することへの抵抗を感じないように、男性への男女共同参画意識の啓発を推進します。
- (2) 女性が自らの意思によって、社会のあらゆる分野における活動に参画するための力をつけるため、多様化、高度化した学習ニーズに対応する生涯を通じた学習機会の充実を図ります。
- (3) 女性が社会的、職業的に自立するために必要な能力開発のための情報提供や学習機会の充実に努めるとともに、相談体制の充実を図ります。
- (4) 各種女性団体、市民活動団体等の育成の支援を図ります。

具体的取組	所管課
啓発用パンフレットの配布	政策企画課
女性の社会参加や就業能力向上のための講演会等の開催	政策企画課
各種女性団体、市民活動団体等の育成	政策企画課
女性の就業支援	商工観光課

4. 国際社会に対する理解の推進

- (1) 外国人の文化や生活習慣を認め合い、相互理解を深めるための国際理解教育を推進します。

具体的取組	所管課
関連資料の情報提供	政策企画課
啓発用パンフレットの配布	政策企画課

5. 国際交流の推進

- (1) 柳井地区日中友好協会や山口県柳井地区日韓親善協会等、民間団体が主体となった国際交流活動や、交流の拡大を支援します。

具体的取組	所管課
中国山東省章丘市との友好都市提携と交流の促進	政策企画課

基本目標Ⅱ 政策等の立案及び決定への共同参画

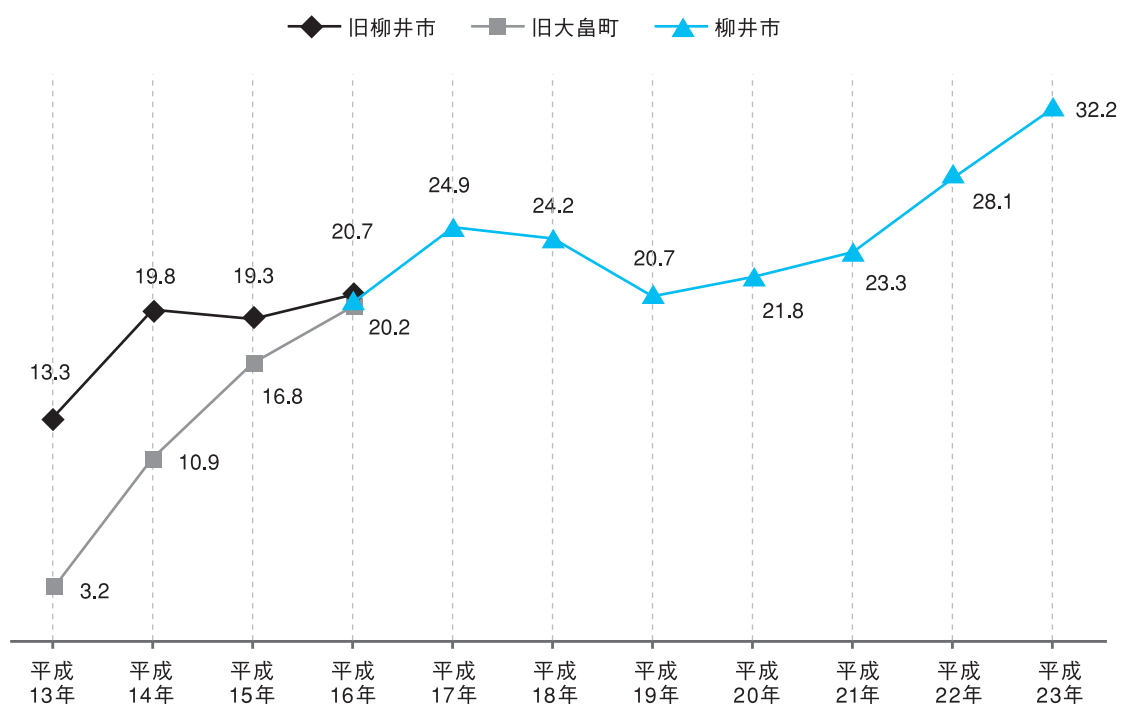
重点項目1 政策、方針決定過程への女性の参画の拡大

男女共同参画社会を実現するためには、政策、方針決定過程への女性の参画が促進され、多様な意見が公平、公正に反映されることが重要ですが、未だ十分とは言えない状況です。本市における審議会等への女性の登用割合は、平成24年3月末現在32.2%です。

本市の「平成23年意識調査[※]」における「役職への就任について」の問いに、無条件に「引き受ける・引き受けることを勧める」と答えた人の割合は、全ての分野において10.0%未満と少なく、引き受ける場合にも諸条件が整った場合等と消極的でした。この結果は平成21年に山口県が行った同様の調査結果よりも低い値となっています。また、「政治経済活動の場での男女平等に重要なものについて」の問いには、「家族の理解・協力」(50.5%)と、「女性がいろんな場で活躍することに対する理解を社会がもつこと」(47.6%)が上位を占めていました。

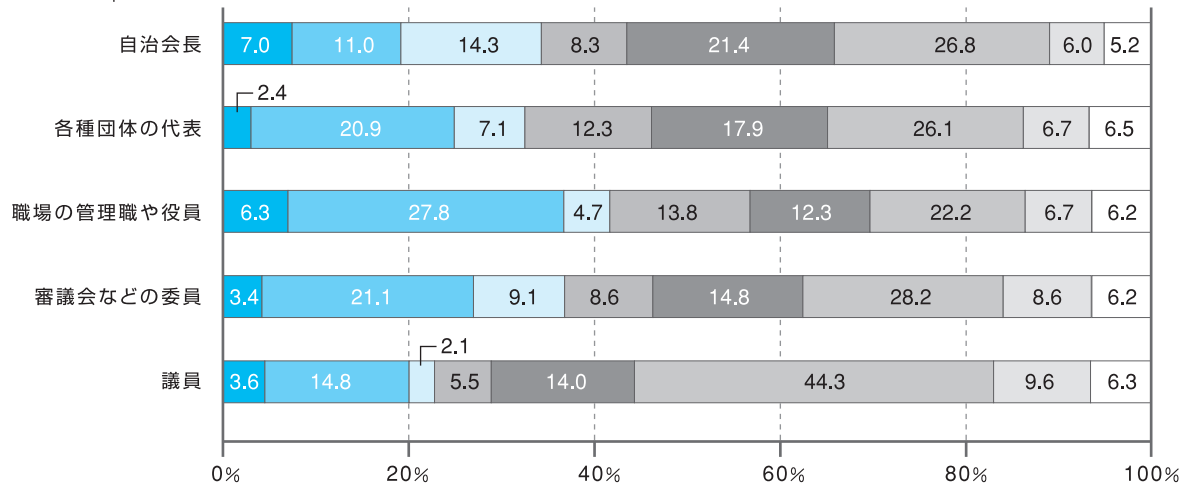
本市においては、積極的改善措置(ポジティブ・アクション)[※]を推進し、社会のあらゆる分野で、男女の意見が反映されるよう、人材育成に努めながら施策、方針決定過程への女性の参画を進めていく必要があります。

審議会等における柳井市の女性委員の登用状況(単位:%)



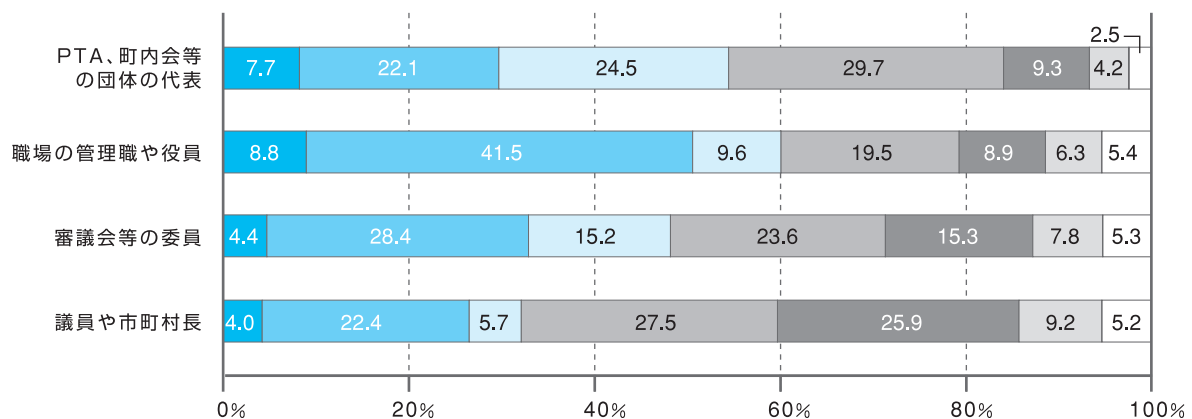
Q

あなたが女性の場合はあなた自身が、あなたが男性の場合は妻など身近な女性が、もし次のような役職に就くことを依頼された場合、どうしますか。
あなたの気持ちに最も近いものを選んでください。(○はそれぞれひとつだけ)



(平成23年柳井市男女共同参画に関する意識調査※より)

- 引き受ける・引き受けることを勧める
- 知識や能力のある分野なら引き受ける・引き受けることを勧める
- 時間に余裕があれば引き受ける・引き受けることを勧める
- 役職の周囲で支える体制が整っていれば引き受ける・引き受けることを勧める
- 家族などに相談してから決める・相談して決めるように勧める
- 断る・断ることを勧める
- わからない
- 無回答

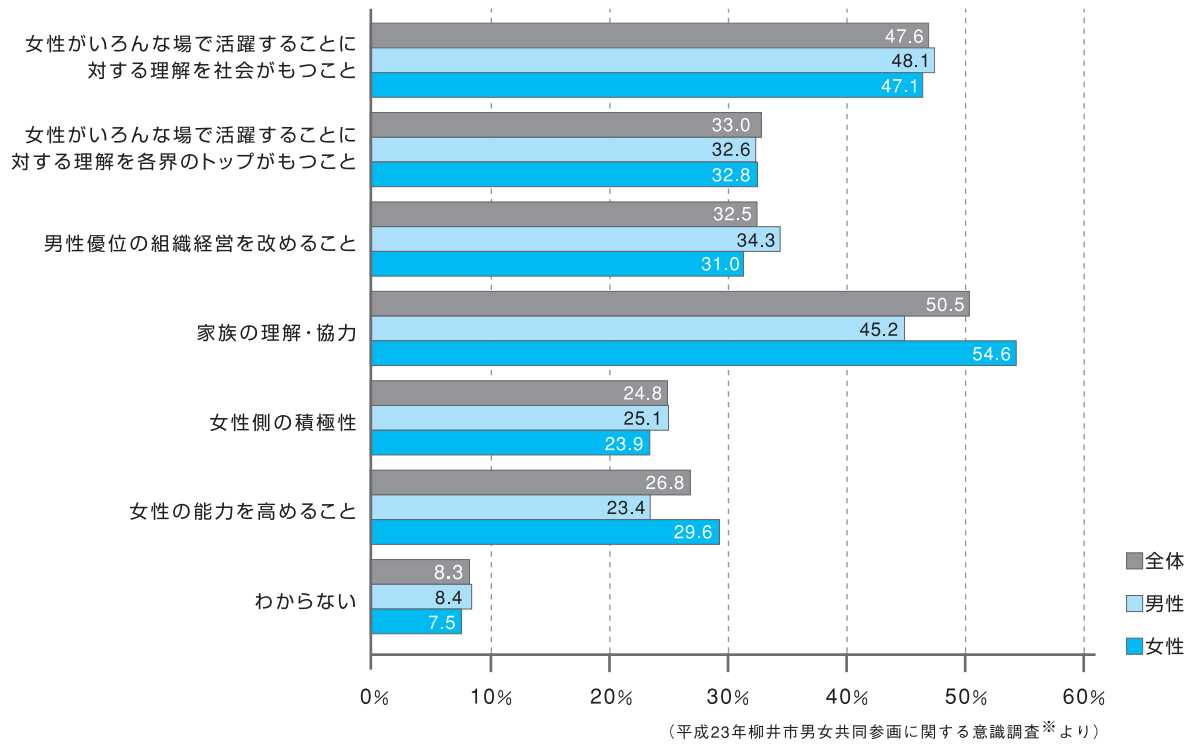


(平成21年山口県男女共同参画に関する県民意識調査より)

- 引き受ける・引き受けることを勧める
- 知識や能力のある分野なら引き受ける・引き受けることを勧める
- 時間に余裕があれば引き受ける・引き受けることを勧める
- 役職の周囲で支える体制が整っていれば引き受ける・引き受けることを勧める
- 家族などに相談してから決める・相談して決めるように勧める
- 断る・断ることを勧める
- わからない
- 無回答

Q

政治経済活動の場で、男女がもっと平等になるためには、
何が重要だと思いますか。(〇は3つまで)



【施策の方向】

1. 市の施策、方針決定過程への女性の参画の拡大

- (1) 国の「第3次男女共同参画基本計画」では、平成32年までに、各種分野における指導的地位に女性が占める割合を30%とする目標を設定しています。本市では平成29年度末までに審議会等への女性の登用割合を40%とすることを目標として全庁的に取り組みます。
- (2) 女性が幅広く参画できるよう、審議会等の公募枠の拡大、重複兼務委員の解消に努めます。
- (3) 市政に男女の意見が十分に反映されるよう、市政に関する情報提供の充実を図り、女性の市政に関する関心や意欲を高め、女性が市政に参画しやすい環境づくりを推進します。
- (4) 行政分野における女性の参画の拡大のため、職務経験を通じた積極的なキャリア形成を支援するとともに、仕事と家庭の両立支援を図りながら、市役所の女性職員の職域拡大、管理職への登用に努め、女性職員の計画的な人材育成に取り組みます。
- (5) 代替要員の確保等による育児休業、介護休業等を取得しやすい環境づくりや、業務の見直しによる時間外勤務の縮減等により、市役所の男性職員、女性職員ともに仕事と生活の調和を実現しやすい職場環境の整備を行います。

具体的取組	所管課
審議会等委員に占める女性委員の登用率の向上	政策企画課 総務課
審議会等委員に占める女性委員の登用状況や重複兼務委員の調査	総務課
市役所の女性職員が働き続けていく上での相談に対する助言	総務課
市役所における性別にとらわれない職域拡大や職務経験を通じた人材育成	総務課
市役所における育児休業等の取得や時間外勤務縮減の推進	総務課

2. 事業所、各種団体等における施策、方針決定過程への参画拡大の支援

- (1) 女性の管理職や指導的役職への登用を進めるための社会的機運の醸成に努めます。また、事業者や民間団体等に対し、協力要請や情報提供等の支援に努めます。

具体的取組	所管課
事業者に対する積極的改善措置（ポジティブ・アクション）※ についての 情報提供や啓発活動	商工観光課
各種団体への研修等開催の情報提供	政策企画課

3. 人材に関する情報の集積と提供

- (1) 審議会等への女性の参画状況についての調査を定期的に行い、情報を提供します。
- (2) 女性の登用を促進するために、人材に関する情報の収集、整理を行い、個人情報保護に配慮しながら情報の活用を図ります。

具体的取組	所管課
審議会等への女性委員の登用率の公表	政策企画課
女性人材情報の収集、整備	政策企画課